

仲間のふれあい

2018
4/25

全国一般大阪地方労働組合
サンプラザ労働組合
発行人 上西順一
編集人 足立宏之

大阪地裁で 3000 万円強の支払い！ 今後はサービス残業NO！ 会社と和解成立！

3月16日、会社がサンプラザ労組員に残業代総額 3000 万円強支払うこと、今後、残業のルールを改善し、全従業員を平等に扱うこと、残業時間どおり（タイムカードどおり）支払うことで和解が成立しました。

サンプラザ労組の4年間の取り組みが認められました！

人手不足解消、サービス残業改善の第一歩です！

残業代がタイムカードどおり支払われます！

サンプラザ労組の4年間の取り組みにより、今後会社は「残業時間について、タイムカードに打刻された出退勤時刻に従って計算すること」になりました。残業時間の過少申告はダメ、タイムカードを切って仕事をするのもダメです。マネージャーら（係長以下）も残業代請求権があり、サンプラザ労組組合員には過去分も支払われます。（但し過去分について請求しない人には支払われません）

パートナーの皆さん！ サンプラザユニオン執行委員長の組合費再徴収の文書に重大な誤り！ 組合費返金する必要なし！

サンプラザ労組に加入して組合費返金請求する人増加中！ 加入認めるは虚偽です

誤り「先般、労働委員会から（株）サンプラザに対し、雇用契約書内『サンプラザユニオンの組合員となるに【はい】とすること』で、ユニオンへの加入は認めるが、チェックオフについては認めないとの命令がされました（玉置委員長の文書）」
正解「【はい】とすることで、ユニオンへの加入は認める **ものではない**」です。
雇用契約書による ユニオン加入が不当だからチェックオフが無効になったのです。

相談窓口 サンプラザ労働組合
ご質問、ご意見お寄せください！

メールアドレス

sunplaza.rouso@gmail.com

組合ブログアドレス

<http://ameblo.jp/2014feb27/entrylist.html>

電話 (070-5432-6225)

フリーダイヤル

違法なお金だから返すのに
なんでまた取られるの！

サンプラザ労組に加入して
皆の分、返してもらおう！



別紙3

和解条項

- 1 被告は、原告らに対し、本件解決金として、それぞれ別紙「金額欄」記載の金員の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告らに対し、前項の各金員を、いずれも平成30年4月16日限り、
[REDACTED]
[REDACTED]名義の普通預金口座 [REDACTED]
[REDACTED]に振り込む方法によって支払う。これらの振込手数料は、いずれも被告の負担とする。
- 3 (1) 原告らは、被告に対し、残業については被告の上長の指示に従うこと及びその明示の出退勤指示（ただし、この退勤指示については、書面ないし録音等された口頭によるものとし、書面による場合においては、原告らはこれに受領した旨を証する署名等を行うことを約する。）に反した労務提供を残業時間としては取り扱わないことを約する。
ただし、被告は、上長による残業指示については、各店舗及び堺丹南物流センターにおいて、全従業員を平等に取り扱う。
- (2) 被告は、原告らに対し、原告らの残業時間についてタイムカードに打刻された出退勤時刻に従って計算することを約する。
- (3) 原告ら及び被告は、職務手当（役職手当）の性質等について現時点においては意見の相違があることを相互に確認する。
- 4 原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- 5 原告ら及び被告は、本件に関し、本件和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。